

# インターネット取引約款

2014年7月

楽天証券株式会社

### 第1条（約款の趣旨）

本約款は、楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます。）のインターネット取引サービス（以下、「本サービス」といいます。）利用に関するお客さまとの取決めです。

- 2 本約款は、当社カスタマーサービスを通じて電話によるお取引を行うお客さまに対しても、その性質上適用が困難な条項を除き、準用されるものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

お客さまは本サービスを利用し、当社が別途定める金融商品取引及び商品先物取引等の注文並びに金銭の入金及び出金請求等を行うことができます。

- 2 お客さまは本サービスを利用し、取引の他、取引に付随して提供するサービスを利用することができます。

### 第3条（本サービスの利用）

お客さまは、当社所定の方法により当社に申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できます。

- 2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受付けた後、所定の手続きを完了した時点以降に利用することができます。また、当社が電子情報処理組織で保持するお客さま指定のユーザーID及びパスワード（初期パスワードは当社が発行します。）と、お客さまが利用時に使用するユーザーID及びパスワードが一致した場合にのみ利用することができます。
- 3 本サービスの利用に必要な通信用の機器などは、お客さまが用意するものとします。
- 4 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第1項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。
  - (1) お客さま又はお客さまの代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合。
  - (2) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合。

### 第4条（届出事項）

お客さまは第3条の申し込み時に、お客さま本人の真正の氏名又は名称、住所、法人の場合における代表者等を当社指定の手続きにより届け出るものとします。仮名、借名、気付け住所は認められません。

- 2 お客さまは当社に正確な情報の届け出を行うこととし、万一、届け出に相違する事項がある場合は、当社は、お客さまに通知することなく、取引の制限または口座の解約を行うことができます。
- 3 当社は、「犯罪による収益移転防止に関する法律」に基づき、第1項にかかる事項について、お客さまの本人確認を行います。その際に、お客さまに連絡する場合があります。お客さまはこれに応じるものとします。

#### 第5条（届出事項の変更）

お客さまは、口座申込時に申告した事項について変更がある場合は、当社所定の手続きに従って、直ちに届け出るものとします。

- 2 お客さまは前項の届け出の際に、当社所定の手続きに応じて本人確認書類を提出するものとします。
- 3 当社は、お客さまからの変更の届出がない場合、また、その届出の途中で手続きが完了していない場合、お客さまの取引を制限又は停止することがあります。
- 4 前項の取引の制限又は停止によって生じたお客さまの損害については、当社はその責を負わないものとします。

#### 第6条（自己責任の原則）

お客さまは、本サービスのリスク、特殊性、本約款及びその他規程等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において、本サービスを利用して取引を行うものとします。

#### 第7条（法令等の遵守）

お客さま及び当社は本サービスの利用にあたり、本約款によるほか、関係法令並びに日本証券業協会及び日本商品先物取引協会等の関係協会並びに金融商品取引所及び商品先物取引所等の関係取引所の諸規則等を遵守するものとします。

#### 第8条（利用時間等）

お客さまが本サービスを利用できる時間及び期間は、当社が別途定める時間及び期間とします。

#### 第9条（取引の種類）

お客さまが本サービスにおいて取引できる商品および取引の種類は、当社が別途定める範囲とします。

#### 第10条（取扱銘柄）

お客さまが本サービスにおいて取引できる銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。

- 2 前項で定めた銘柄のうち、金融商品取引所又は商品先物取引所等の取引規制等が生じた銘柄については、本サービスの利用ができない場合があります。

#### 第11条（取扱数量の範囲）

当社が売付注文又は返済注文を受付する数量は、お客さまがその時点で当社に保有している残高又はポジションの範囲内とします。

- 2 当社が買付注文又は新規注文を受付する数量は、当社が定める数量の範囲内とし、この数量の計算は、当社が定める方法によって行います。

#### 第12条（有効期限）

お客さまが本サービスを利用して取引する注文の有効期限は、当社が別途定める期限の範囲内とします。

#### 第13条（取引回数の範囲）

お客さまが本サービスを利用して同一営業日内に同一銘柄に係る取引注文を行うことができる回数は、当社が別途定める範囲内とします。

#### 第 14 条 (注文受付・取消及び変更)

本サービスを通じて行われる取引の受付確定時は、通信端末等にお客さまが入力した注文内容（注文内容の確認を要する発注機能の場合は確認後の注文内容）を当社が受信した時点とします。

- 2 当社は、お客さまの注文内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行いません。
  - (1) お客さまの取引注文内容が、第 9 条（取引の種類）、第 10 条（取扱銘柄）、第 11 条（取扱数量の範囲）及び第 13 条（取引回数の範囲）に定める事項のいずれかに反している場合。
  - (2) お客さまの口座において、注文執行時に当該買付見込金額又は当該新規見込必要証拠金に必要な預り金がない場合。
- 3 当社が本サービスにより受付けた取引注文の取消しは、当社が定める時間及び銘柄の範囲内に限り、お客さまが本サービスを利用することにより行うことができます。
- 4 当社が本サービスにより受付けた取引注文の変更は、当社が定める時間及び銘柄の範囲内に限り、お客さまが本サービスを利用することにより行うことができます。

#### 第 15 条 (執行)

当社が本サービスにより受付けた取引注文は、法令諸規則及び各約款等の定めに従い、注文内容を確認後相当の時間内に執行します。ただし、当社が受付けたお客さまからの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、予めお客さまに連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。

- (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 9 条（取引の種類）、第 10 条（取扱銘柄）、第 11 条（取扱数量の範囲）及び第 13 条（取引回数の範囲）に反することになった場合。
  - (2) お客さまの指値が金融商品取引所又は商品先物取引所等の値幅制限を超える場合。
  - (3) お客さまの取引注文の内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
  - (4) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が判断する場合。
- 2 当社は、次の場合その責任を負いません。
    - (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合。
    - (2) 第 1 項ただし書きに基づき取引注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合。

#### 第 16 条 (本サービスを利用した注文の照会)

当社が本サービスで受付けた取引注文の内容は、本サービスにより照会することができます。

#### 第 17 条 (取引内容等の確認)

本サービスの利用にかかる注文内容等について、お客さまと当社との間で疑義が生じたときは、お客さまが本サービス利用時に入力したデータの記録内容をもって処理するものとします。

#### 第 18 条 (取引手数料等)

当社は、本サービスを利用して行う取引について、別途定める取引コスト（手数料、それに係る消費税又はスプレッド（売値と買値の価格差）等のコスト）を申し受けます。お客さまは当社が定める方法により本取引コストを負担するものとします。

- 2 当社は、前項の取引コストを経済情勢の変動又はその他事情変化等により改定できるものとします。

#### 第 19 条 (入金)

お客さまが当社に入金する場合は、当社が指定する銀行口座へ、お客さまご自身の本人名義による振込みに限るものとします。

- 2 当社は銀行振込みによる入金を確認した後に、お客さまの口座へ入金を反映するものとします。
- 3 お客さまが当社に入金する場合に要する振込み手数料は、お客さまが負担するものとします。但し、当社の定めるところにより、当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。
- 4 お客さまは、当社が別途定めるネットバンキング用の口座を保有している場合、当社又はネットバンキングのシステムメンテナンス時間を除き、本サービスの即時入金機能を利用し、取引口座へ入金を瞬時に反映させることができます。

#### 第 20 条 (出金)

お客さまが当社から出金する場合は、お客さまが予め指定した指定預金口座に振込みを行うものとします。

- 2 指定預金口座名義は、当社の取引口座名義と同一名義に限るものとします。
- 3 指定預金口座の変更は、当社所定の手続きによって届け出るものとします。
- 4 出金に係る振込手数料は、原則、当社が負担します。但し、当社の定めるところにより、当該手数料の一部又は全部をお客さまに負担いただく場合があります。

#### 第 21 条 (契約締結前交付書面 (取引説明書))

お客さまが金融商品取引口座又は商品先物取引口座等の開設を申し込む場合、対象口座に係る契約締結前交付書面を電磁的方法により交付します。

- 2 お客さまは、前項の書面の記載内容を確認し、取引内容・リスク及び本サービスについて原則自己管理といった特質性等を十分理解したうえで、お客さまの資力、投資経験及び投資目的に照らし適切であると判断した場合に、口座開設を申し込むものとします。

#### 第 22 条 (契約締結時交付書面 (取引報告書))

お客さまの取引注文が成立したときには、遅滞なく、契約締結時交付書面を電磁的方法によりお客さまに交付します。

- 2 お客さまは、本サービスを利用して、前項の書面を常時閲覧することができます。ただし、閲覧可能な期間は、原則、発行後 5 年間とします。

#### 第 23 条 (取引残高報告書)

当社は、月に 1 回、当該月内の取引内容及び当該月末の残高を記載した取引残高報告書を電磁的方法によりお客さまに交付します。月内に 1 度も取引がない場合は、取引残高報告書の交付を省くことができるものとします。ただし、取引がない月が 1 年以上継続した場合は、1 年に 1 回以上、取引残高報告書を交付します。

- 2 お客さまは、取引残高報告書の内容に関する事項で不審な点等があるときは、交付後15日以内に当社に申し出るものとします。係る申し出がないときは、当社は、その記載事項すべてについてお客さまが承認したものとみなします。
- 3 お客さまは、本サービスを利用して、第1項の書面を常時閲覧することができます。ただし、閲覧可能な期間は、原則、発行後5年間とします。

#### 第24条（情報利用）

お客さまは本サービスにおいて、当社が定める投資に関する情報（第三者から提供を受け、当社が再配信するものを含みます。以下、「情報サービス」といいます。）を利用できるものとします。

- 2 当社は、当社が定める情報サービスを有料で提供する場合があります。係る情報の利用を希望するお客さまは、有料情報の種類、内容に応じて当社が別途定める方法により、申し込むものとします。

#### 第25条（情報利用の制限）

お客さまは本サービスにより取得した情報を、お客さまの行う金融商品取引又は商品先物取引等投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを行わないものとします。

- (1) 本サービスにより取得した情報（これらを複写したものを含む。以下同じ。）を第三者に提供すること。
  - (2) 本サービスにより取得した情報を営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工又は再利用（再配信を含む。）すること。
  - (3) お客さまのユーザーID及びパスワード等を第三者に譲渡し、又は第三者の利用に供すること。また、本サービスにより取得した情報を第三者漏洩し、又は他の者と共同して利用すること。
- 2 前項に反するものと当社、金融商品取引所又は商品先物取引所等が判断した場合、当社は本サービスのお客さまの利用を中止します。なお、係る中止によりお客さまに費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、お客さまは当社及び金融商品取引所又は商品先物取引所等に対し請求を行わないものとします。

#### 第26条（サービス利用の禁止）

当社は、お客さまの本サービスの利用が不相当と判断した場合には、本サービスの利用を断ることがあります。

#### 第27条（利用期間）

お客さまが本サービスを利用できる期間は、当社が別途定める期間とします。

#### 第28条（サービス内容の変更）

当社はお客さまに通知することなく、本サービスで提供するサービス内容を変更することがあります。

#### 第29条（解約）

次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約は解約されます。

- (1) お客さまが当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出た場合。

- (2) お客様が法令諸規則、各約款等及びその他関係規程等に違反した場合。
- (3) 当社が本サービスの解約を申し出た場合。
- (4) 当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。
- (5) お客様が、本サービス又は口座開設申込時に確約したことに関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。
- (6) お客様が、当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
- (7) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合。
- (8) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合。
- (9) お客様の口座に残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。
- (10) その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。

### 第30条 (利用制限)

お客様が前条の解約事由に該当もしくはその疑いがある場合、当社は取引の制限、もしくは停止を行うことができるものとします。

### 第31条 (免責事項)

当社及び証券投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、又は本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。
- (2) お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合、又は誤った発注となった場合(金融商品取引所又は商品先物取引所等における障害、当社に株価等の情報提供を行う者における障害又は回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合又は誤った発注となった場合を含みます。)。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。
- (3) 本サービスの利用の受付に際し、入力されたお客様のユーザーID及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認したうえで行われた取引。
- (4) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がある場合以外の場合。
- (5) 本サービスで提供する情報につき、金融商品取引所又は商品先物取引所等が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合。

- (6) 本約款及びその他規程等の定めに応じて、当社がお客さまの取引を制限又は停止したことにより投資機会等を逸した場合。
- (7) 金銭の入出金遅延により投資機会等を逸した場合。
- (8) お客さまが当社との契約事項に反して行った取引。
- (9) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となった場合。
- (10) 第 26 条（本サービス利用の禁止）又は第 28 条（サービス内容の変更）の規定により生じた損害。

#### 第 32 条（届出事項の変更）

パスワード又は本サービスの利用にかかわる申込書などの記載事項に変更がある場合は、当社所定の手続きによって、当社に直ちに届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害について、当社はその責任を負いません。

#### 第 33 条（約款の変更）

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。

- 2 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容を通知します。
- 3 お客さまは変更の内容に同意しない場合は、前項に基づく通知の受領後 15 日以内に当社に異議を申し出るものとします。係る申し出がないときは、当社は、その変更にお客さまが同意したものとみなします。
- 4 前 3 項に係らず、第 2 項に基づく通知の受領後にお客さまの意思により取引が行われたときは、変更の内容にお客さまが同意したものとみなします。
- 5 第 2 項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による方法に代えることができます。

#### 第 34 条（約款の変更）

本約款は、当社が指定する各商品サービスについて適用するものとします。ただし、指定した各商品サービスについての規程と本約款の記載条項が重複している場合は、各商品サービスの規定が優先されるものとします。

- 2 前項の規程に定めのない事項は、本約款の各条項が準用されるものとします。

2014 年 7 月 1 日 施行